

議案第8号

大網白里市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
大網白里市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年11月26日提出

大網白里市長 金坂 昌典

大網白里市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
大網白里市使用料及び手数料条例（昭和38年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第3 租税特別措置法及び租税特別措置法施行令に基づく事務の項優良宅地造成認定申請手数料の目を次のように改める。

優良宅地 造成認定 申請手数料	宅地造成の面積が0.1ヘクタール未満のとき	1件につき	86,000円
	宅地造成の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき	1件につき	130,000円
	宅地造成の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき	1件につき	190,000円
	宅地造成の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき	1件につき	260,000円
	宅地造成の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき	1件につき	390,000円
	宅地造成の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき	1件につき	510,000円
	宅地造成の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のとき	1件につき	660,000円

宅地造成の面積が10ヘクタール以上のとき	1件につき	870,000円
----------------------	-------	----------

別表第3 住民基本台帳法に基づく事務の項の次に次のように加える。

都市計画法に基づく事務	開発行為許可申請手数料	都市計画画法第29条の規定による開発行為の許可の申請に対する審査	主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合	開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のとき	1件につき	8,600円
				開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のとき	1件につき	22,000円
				開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のとき	1件につき	43,000円
				開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のとき	1件につき	86,000円
				開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のとき	1件につき	130,000円
				開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のとき	1件につき	170,000円
				開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未	1件につき	220,000円

	満のとき		
	開発区域の面積が 10ヘクタール以 上のとき	1件 につ き	300,000 円
主とし て、住宅 以外の建 築物で自 己の業務 の用に供 するもの の建築又 は自己の 業務の用 に供する	開発区域の面積が 0.1ヘクタール 未満のとき	1件 につ き	13,000円
	開発区域の面積が 0.1ヘクタール 以上0.3ヘクタ ール未満のとき	1件 につ き	30,000円
	開発区域の面積が 0.3ヘクタール 以上0.6ヘクタ ール未満のとき	1件 につ き	65,000円
特定工作 物の建設 の用に供 する目的 で行う開 発行為の 場合	開発区域の面積が 0.6ヘクタール 以上1ヘクタール 未満のとき	1件 につ き	120,000 円
	開発区域の面積が 1ヘクタール以上 3ヘクタール未満 のとき	1件 につ き	200,000 円
	開発区域の面積が 3ヘクタール以上 6ヘクタール未満 のとき	1件 につ き	270,000 円

	開発区域の面積が 6ヘクタール以上 10ヘクタール未 満のとき	1件 につ き	340,000 円
	開発区域の面積が 10ヘクタール以 上のとき	1件 につ き	480,000 円
その他の 場合	開発区域の面積が 0.1ヘクタール 未満のとき	1件 につ き	86,000円
	開発区域の面積が 0.1ヘクタール 以上0.3ヘクタ ール未満のとき	1件 につ き	130,000 円
	開発区域の面積が 0.3ヘクタール 以上0.6ヘクタ ール未満のとき	1件 につ き	190,000 円
	開発区域の面積が 0.6ヘクタール 以上1ヘクタール 未満のとき	1件 につ き	260,000 円
	開発区域の面積が 1ヘクタール以上 3ヘクタール未 満のとき	1件 につ き	390,000 円
	開発区域の面積が 3ヘクタール以上 6ヘクタール未 満のとき	1件 につ き	510,000 円

		のとき		
		開発区域の面積が 6ヘクタール以上 10ヘクタール未 満のとき	1件 につ き	660,000 円
		開発区域の面積が 10ヘクタール以 上のとき	1件 につ き	870,000 円
開発行為 変更許可 申請手数 料	都市計画法第35条の2の規定に よる開発行為の変更許可の申請に 対する審査		1件 につ き	摘要の1から摘 要の3までに掲 げる額の合計額 (その額が87 0,000円を 超えるときは、 870,000 円)
	(摘要) 1 開発行為に関する設計の変更（摘要の2に規定 する変更のみに該当する場合を除く。）について は、開発区域の面積（摘要の2に規定する変更を 伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開 発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発 区域の面積）に応じ、開発行為許可申請手数料の 目に掲げる額に10分の1を乗じて得た額 2 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画 法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる 事項の変更については、新たに編入される開発区 域の面積に応じ、開発行為許可申請手数料の目に 掲げる額			

		3 その他の変更については、10,000円	
市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料	都市計画法第41条第2項ただし書（同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による建築の許可の申請に対する審査	1件につき	46,000円
予定建築物以外の建築等許可申請手数料	都市計画法第42条第1項ただし書の規定による建築等の許可の申請に対する審査	1件につき	26,000円
開発許可を受けない市街化調整区域内における建築等許可申請手数料	都市計画法第43条の規定による建築等の許可の申請に対する審査	敷地の面積が0.1ヘクタール未満の場合	1件につき 6,900円
		敷地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合	1件につき 18,000円
	敷地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合	1件につき 39,000円	
	敷地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合	1件につき 69,000円	
		敷地の面積が1ヘクタール以上の場合	1件につき 97,000円

開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	都市計画法第45条の規定による開発許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール未満のものである場合	1件につき	1,700円
		承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上のものである場合	1件につき	2,700円
		承認申請をする者が行おうとする開発行為がその他のものである場合	1件につき	17,000円

開発登録簿の写しの交付手数料	都市計画法第47条第5項の規定による開発登録簿の写しの交付	用紙 1枚 につき	470円
----------------	-------------------------------	-----------------	------

別表第3前各項に掲げるもののほか、地方自治法に基づき市が自治事務として行うものの項謄写手数料の目を次のように改める。

謄写手数料	税務関係事務に係るもの	1枚につき	300円
	地籍調査の成果品に係るもの	1枚につき	300円
	その他のもの	1枚につき	20円

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。